

人工透析患者等見舞金支給事業の見直しについて

保健福祉部 障害福祉課

1 事業概要

昭和56年から、患者会等患者団体からの要望により、難病治療への精神的負担の軽減や医療費受給者証の毎年更新時にかかる経費の軽減のため、市単独事業として「長野市特定疾患患者見舞金交付要綱」を施行した。その後、昭和63年に人工透析患者の通院時の交通費を補助するため、「人工透析患者見舞金交付要綱」を施行した。

しかしながら両要綱とも難病患者等への見舞金の給付を趣旨とし、制度内容的に類似していたことから、平成7年に要綱を一本化し、あわせて在宅酸素療法者への電気代を補助するため支給対象者を追加した「長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱」を施行した。

その後、障害者総合支援法の成立に伴い難病患者が障害福祉サービスの対象とされるなど、本制度創設当時と障害福祉サービスの状況等が異なってきたことから見直しを行い、平成25年度から難病患者を対象とする見舞金制度を廃止し、人工透析を受けている者並びに在宅酸素療法を対象とする「長野市人工透析患者等見舞金支給要綱」が施行され、現在に至っている。

なお、難病患者については、相談支援体制の充実をはかった。

- 1 支給額 年額15,000円
- 2 支給対象者
 - ① 慢性の腎疾患により人工透析を受ける者
 - ② 医師の処方箋等により在宅酸素療法を行なっている者

2 事業見直しの理由

「長野市特定疾患患者等見舞金支給要綱」のうち難病については、障害福祉サービスの対象拡大等に伴い見直しを行った結果、平成25年度から難病患者を対象とする見舞金制度を廃止したが、人工透析を受けている者と在宅酸素療法を行っている者に対しては、「長野市人工透析患者等見舞金支給要綱」として存続されている。

しかし、対象者の障害の程度や所得、生活環境等を考慮せず見舞金を一律額支給している制度は、創設から20年以上が経過した今、時代にそぐわないものとなっている。

3 諮問内容

上記理由を踏まえ、当該支給対象者への見舞金支給事業の見直しについて、ご審議をいただきたい。